

青森県知事

殿

精神障害者保健福祉手帳交付（精神障害状態認定）申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項（第4項）の規定により次の事項について申請します。

精神障害者保健福祉手帳の

〔新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 都道府県間の住所変更による手帳交付〕

（申請項目を○で囲んでください）

精神障害者 本人	フリガナ							生年 月日	年 月 日			
	氏 名											
	住 所	〒 —						電話 ( )				
	個人番号											
添付書類 （該当する ものを○で 囲む。）	医師の診断書（手帳用） 年金証書等の写し（ 級） ・ 同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級） ・ 同意書 写真（縦4cm×横3cm）											
既存の手帳	有効期限	年 月 日			手帳番号							
自立支援医療公費負担者番号												

※以下は、精神障害者本人が18歳未満の場合記入

家族等の 連絡先	フリガナ			本人との続柄	父 母 兄弟姉妹 祖父母	
	氏 名			（該当するものを○で囲む。）	その他 ( )	
	住 所	〒 —		□精神障害者本人と同じ		
		電話 ( )				

申請書を 提出した者	□精神障害者本人 □上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入					
	フリガナ			本人との関係		
	氏 名					
	住 所	〒 —		□精神障害者本人と同じ □上記の家族等と同じ		
		電話 ( )				

- 注 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行う場合には、「医師の診断書」、「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し」を添付してください。
- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。